

屋島中学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

また、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」であるという認識に立ち、生徒をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう本校においては、ここに定める基本方針にしたがって、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）に組織的に取り組みます。

なお、この方針は、高松市いじめ防止基本方針に基づいて策定します。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの定義

いじめとは、当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいいます。

当該行為には、インターネットを通じて行われるものや、からかい、悪ふざけなどの行為も含まれます。

2 いじめの未然防止

生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。また、全校生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

3 いじめの早期発見

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により、情報を共有します。

4 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒には、その行為に対して、毅然とした指導を行います。教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て対応するよう努めます。

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

第2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「屋島中学校いじめ防止対策委員会」を設置します。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当等とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者等も参加します。

第3 本校におけるいじめの防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) 道徳教育

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育を推進します。

(2) 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努めます。

(3) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発に努めます。

(4) 保護者や地域社会、関係機関との連携

いじめ防止等に向けて、「スマイルあいさつ運動」などの取組を活用し、保護者や地域社会、関係機関との連携に努めます。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察・情報共有等

すべての教職員は生徒が示す変化を見逃さないように努めます。また、教職員相互の積極的な情報交換に努めます。

(2) 「私の生活」等を活用したいじめの把握

生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「私の生活」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。

(3) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施します。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施します。

(4) 教育相談体制の整備

生徒の悩みを積極的に受け入れるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有します。
- ・ 速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、事実関係を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡します。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・ いじめられた生徒から、事実関係の聞き取りを行います。
- ・ 生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得ます。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる生徒から事実関係の聞き取りを行います。
- ・ 生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーに留意して対応を行います。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
- ・ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、市教育委員会や警察署と相談して対処することがあります。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

(5) いじめの解消

いじめの解消は、いじめに係る行為が止んで、少なくとも3か月以上経過し、なおかつ被害生徒、保護者からの聞き取りをし、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認して判断します。

第4 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行います。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「屋島中学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケート等の方法により重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

第5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係わる具体的な指導上の留意点などについて、職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、生徒の変化を敏感に察知できるようスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用したり、研修資料を活用したりして、いじめ防止等についての研修を推進します。

第6 その他

1 この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しをします。

2 この基本方針は平成26年4月1日より施行します。

附則 平成27年4月1日 一部改正

附則 平成30年4月1日 一部改正